

桑名市、四日市市、鈴鹿市にある酒類を提供する飲食店等に対して夜間営業時間の短縮を要請します！

## 要請内容

以下の地域内で、酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店において、21時までの営業時間の短縮を要請します。

**要請期間** 令和3年1月18日（月）から2月7日（日）まで

**対象地域** 桑名市、四日市市、鈴鹿市内 ※三重県内全域ではありません

**対象施設** 通常時に21時を越えて酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店

〈対象店舗の具体例〉 ※詳しくは三重県HPのQ&Aを参照してください

- ・酒類を提供する居酒屋、焼肉店、カラオケ店などの飲食店
  - ・接待を伴うスナック、ホストクラブ、キャバクラなどの飲食店
- ※飲食スペースが屋外にある場合や宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は対象外  
※旅館の宴会場等において、宿泊客に酒食を提供する場合は対象外

## 三重県時短要請協力金

**支給金額** 1店舗あたり 84万円

### 主な支給要件

- 1.要請対象となる施設の時短営業（21時から翌日午前5時までの営業を休止すること）に全面的に協力（※）いただいた店舗を運営する事業者（大企業を除く）であること。  
※全面的に協力とは、緊急警戒宣言中の1月18日から2月7日までの全期間において時短営業に協力いただくことをいいます。
- 2.要請の対象となる地域（桑名市、四日市市、鈴鹿市内）に店舗があること
- 3.酒類を提供する飲食店または酒類を提供し接待を伴う飲食店であり、令和3年1月13日以前から、通常の営業終了時刻が21時を越えていること
- 4.令和3年1月13日以前に食品衛生法上の許可を得ており、期間中においても有効であること

※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます。

### 【三重県時短要請協力金相談窓口】

電話番号：059-224-2335 受付時間：9時から17時  
開設期間：1月15日（金）～2月5日（金）

※土日は除く。但し1/16・1/17は開設します。

# 申請の大まかな流れ

①要請内容や支給要件を確認する

②時短要請に応じた営業を行う（21時以降の営業時間短縮）  
時短営業を証明する店舗写真、店舗の外観・内観写真等を撮影してください

## 申請受付要項公表後

申請受付要項については、準備中ですのでお待ちください。（2月上旬県HPに掲載予定）  
最新情報は三重県のHPで更新しますので、確認してください。  
申請受付要項を熟読のうえ、必要書類を整え申請してください。

③必要書類の準備

申請書（様式）、誓約書（様式）等に加え、添付書類として、営業実態が客観的にわかる書類（営業許可証の写し、確定申告の写しなど）を準備してください。

④チェックシートに基づいて必要書類の確認

必要な書類が整っているか、チェックシートで確認してください。

⑤申請（郵送）

※書類に不備がある場合や提出書類から客観的に営業実態が確認できない場合は、協力金が支給されない可能性があります。

# 申請に必要な書類

申請受付要項については、準備中です。（2月上旬県HPに掲載予定）  
三重県HPに掲載する申請受付要項を熟読のうえ、必要書類を整え申請してください。

協力金の申請には、申請受付要項に定める申請書（様式）、誓約書（様式）等のほかに以下の書類が必要です。

①飲食店営業許可証の写し

②確定申告の写し

収受日受付印が必要、e-Taxを通じた申請の場合、受信通知を提出

③酒類提供が確認できる書類

メニュー表の写し、直近の酒類の仕入れ伝票など

④営業時間の短縮が確認できる書類

営業時間の短縮を告知している店舗の貼り紙の写真撮影し印刷してください。

⑤店舗の外観写真、内観写真

直近1か月以内の写真を添付してください。

⑥本人確認できる書類

運転免許証の写しなど顔写真付きのものを添付してください。

⑦通帳の写し

通帳のおもて面と1・2ページ目の口座番号や口座名義人がわかるページを添付してください。

※このほかの書類が必要な場合がありますので、申請の際には必ず三重県HPや要項をご確認ください。